

平成30年度 国民体育大会等派遣費支給要領

1 趣 旨

公益財団法人青森県体育協会（以下「本会」という。）は、本県の体育・スポーツ振興を図るため、国民体育大会等に参加する選手・監督の国民体育大会等派遣費（以下「派遣費」という。）を競技団体に支給するものとし、その要領を定める。

2 対象となる大会

- (1) 東北総合体育大会
- (2) 国民体育大会
 - ア 国民体育大会本大会（以下「本大会」という。）
 - イ 国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）

3 派遣費の区分

派遣費の区分は、交通費、宿泊費、服装費及び運搬費とする。

4 支給基準及び金額

(1) 交通費、宿泊費及び服装費は、上記大会の実施要項で定められた参加申込人数分を関係競技団体に対して支給する。

(2) 交通費は、次の基準により算出した1人当りの額に参加申込人数を乗じた額を支給する。

ア 東北総合体育大会

青森駅から各競技開催地最寄駅までの運賃（少年種別は学生割引）及び急行料金（片道50km以上）、特別急行料金（片道100km以上）の往復分を上限とする。

また、船賃が必要な場合は、乗船に要する運賃（階級に区分される場合は最下級の運賃）の往復分を上限とする。

なお、競技会場が本県内の場合は、支給しない。

イ 国民体育大会（本大会、冬季大会）

青森駅から各競技開催地最寄駅までの運賃（国体割引）及び急行料金（片道50km以上）、特別急行料金（片道100km以上）の往復分を上限とする。

また、船賃が必要な場合は、乗船に要する運賃（階級に区分される場合は最下級の運賃）の往復分を上限とする。

(3) 宿泊費は、各大会実行委員会が定める宿泊料金をもとに、下記により算出した1人当りの額に参加申込人数を乗じた額を支給する。

ア 東北総合体育大会

【表1】料金（1泊）×2泊以内

（配宿された宿舎の区分により、1泊の単価は【表1】のとおりとする）

【表1】

東北総合体育大会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	S	10,800円
	A	8,640円
	B	7,560円

イ 国民体育大会 本大会

【表2】料金（1泊）×6泊以内

（配宿された宿舎の区分により、1泊の単価は【表2】のとおりとする）

【表2】

国民体育大会本大会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	営業宿泊施設	4,400円～16,200円

ウ 国民体育大会冬季大会

スケート競技会、アイスホッケー競技会

【表3】料金（1泊）×5泊以内

スキー競技会

【表4】料金（1泊）×4泊以内

（配宿された宿舎の区分により、1泊の単価は【表3】から【表4】のとおりとする。）

【表3】

国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	営業宿泊施設	8,100円～12,960円

【表4】

国民体育大会冬季大会スキー競技会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	営業宿泊施設	6,480円～14,040円

(4) 服装費は、【表5】に掲げる額に参加申込人数を乗じた額を支給する。

但し、本大会については、帽子・上着・スラックスをセットで購入した場合に限る。

【表5】

大 会 名	金額（1人当り）
国民体育大会 本大会	7,000円
国民体育大会 冬季大会	12,000円

(5) 運搬費は、【表6】に掲げる用具等の運搬に要する経費相当額を関係競技団体に支給する。

【表6】

大 会 名	競技名	支給内容
国民体育大会 本大会	セーリング	艇の運搬に要する経費の3分の1

5 支給方法

(1) 交通費、宿泊費、服装費は、各競技団体会長名義の口座に概算払いで振込みする。

(2) 前項により、概算払いで振込みする額は交通費及び宿泊費（【表7】の宿泊数で積算した額）、服装費とする。

(3) 各競技団体は、振り込みされた交通費、宿泊費、服装費を選手・監督に支給する。

(4) 運搬費は、関係競技団体から提出される運搬費領収書（第7号様式）の実績額をもとに、支給基準により算出した額を口座振込みする。

【表7】

大 会 名	宿 泊 数
東北総合体育大会	2泊
国民体育大会 本大会	4泊
国民体育大会 冬季大会	
スケート、アイスホッケー競技会	4泊
スキー競技会	3泊

6 派遣費の精算

競技団体は、各大会終了後速やかに精算を行うものとする。

(1) 交通費は、4の支給基準により算出した額を上限額とし、経路、移動方法等の変更により返納額が生じた場合は、精算により返納を行う。

(2) 宿泊費は、【表7】の宿泊数以内に競技が終了した場合でも競技分析等のために宿泊した場合は、支給の対象とする。

また、勝ち進むことにより宿泊が必要になった場合は、精算により追加支給する。その場合、原則として開始式又は競技開始日の前日から競技終了日までの宿泊を対象とする。但し、総合開閉会式に参加する必要のある場合は、総合開会式にあつては前日、総合閉会式にあつては当日の宿泊を対象とする。

(3) 大会宿泊要項等に定められた欠食控除の適用を受けた時は、宿泊費の減額があつた場合であっても、減額前の宿泊料金を支給することができる。

(4) 競技団体は、各大会終了後速やかに下記様式により派遣費の精算を行うものとする。

ア 東北総合体育大会派遣費精算書（第1号様式）

イ 東北総合体育大会派遣費精算内訳（第2号様式）

ウ 国民体育大会派遣費精算書（第3号様式）

エ 国民体育大会派遣費精算内訳（第4号様式）

オ 宿泊証明書（第5号様式）

カ 国民体育大会服装費請求書及び領収書（第6号様式）

キ 運搬費領収書（第7号様式）

(5) 競技団体は、精算書により返納額が生じた場合は、派遣費を返納するものとする。

7 派遣費の返還

競技団体並びに派遣費支給対象者が派遣費を他の用途に使用したとき、その他虚偽の申出、不正な行為があつた場合は、派遣費の一部または全部の額に関し、本会が競技団体に対して返還を請求するものとする。

なお、返還については、派遣費の精算後においても適用があるものとする。

8 加算金及び延滞金

(1) 競技団体は、支給要領7の規定による派遣費の返還を請求されたときは、その派遣費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該派遣費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本会会長の指定する銀行口座に納付しなければならない。

(2) 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、競技団体の納付した金額が返還を命ぜられた額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた派遣費の額に充てられたものとする。

(3) 競技団体は、派遣費の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本会会長の指定する銀行口座に納付しなければならない。

(4) 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた派遣費の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

9 派遣費に関する書類等の保存

競技団体は、派遣費に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成31年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。